



《会計・税務の知識》 特定新規設立法人の改正(消費税)

平成26年4月1日以後に設立される法人について、「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」が適用されます。まだご存じない方もいらっしゃると思いますので、本稿で要点をまとめました。

1. 改正の概要

基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下、新規設立法人といいます。）については、原則として消費税の免税事業者とされていますが、そのうち「特定新規設立法人」に該当する法人については、今回の改正により、免税事業者にならないこととされました。

2. 特定新規設立法人とは

特定新規設立法人とは、新規設立法人のうち、次の(1)と(2)の要件の両方を満たす法人のことです。

(1) 特定要件

基準期間がない事業年度の開始日において「他の者により支配される一定の場合」に該当すること

(2) 基準期間相当期間の要件

(1)の判定の基礎となった他の者および「特殊関係法人」のうちいずれかの者の「基準期間相当期間」における課税売上高が5億円を超えていること。

3. 特定要件

特定要件の「他の者により支配される一定の場合」とは、次のいずれかに該当する場合があります。

① 株式数要件

他の者及び「他の者と関係のある一定の者」が、新規設立法人の発行済株式又は出資（自己株除く）の総数又は総額の50%超を有する。

※「他の者と関係のある一定の者」とは

ア 他の者の親族等

イ 他の者が完全支配している法人（他の者が個人の場合、他の者にはその親族も含む）

ウ 上記ア及びイが完全支配している法人

エ 上記ア、イ及びウが完全支配している法人

② 議決権要件

他の者及び「他の者と関係のある一定の者」が、新規設立法人の議決権のうち、次のいずれかの議決権の総数の50%超を有する。

- ・事業譲渡、合併等の組織再編、現物出資、解散、継続に関する議決権
- ・役員を選任及び解任に関する議決権
- ・役員報酬、賞与その他職務執行の対価として法人が支給する財産上の利益に関する議決権
- ・剰余金の配当又は利益の配当に関する議決権

③ 株主数要件

他の者及び「他の者と関係のある一定の者」が、新規設立法人の株主等の総数の50%超を占める。

4. 基準期間相当期間の要件

「特殊関係法人」とは、前述3. 特定要件の「他の者と関係のある一定の者」であるイ～エの法人（他の者が新規設立法人の株式等を有する場合に限る）のうち、以下に該当しない法人です。

- イ 他の者と生計を一にしない親族等（以下、別生計親族等といいます。）が完全に支配する法人
- ロ 別生計親族等及びイが完全に支配する法人
- ハ 別生計親族等、ロ及びハが完全支配する法人

「基準期間相当期間」とは、新規設立法人の事業年度開始日（基準期間がない事業年度に限る）の2年前の日の前日以後1年を経過する日までの間に終了した、特定要件の判定の基礎となった他の者及び特殊関係法人のうちいずれかの者の年又は事業年度「等」をいいます。この「等」の意味するところは広く、例えば上記で2年前の日の前日ではなく、1年前の日の前日から起算する場合もあるなど、複雑な制度となっています。紙面に限りがあるため、詳細は別稿に委ねたいと思います。

5. おわりに

平成26年4月1日以後、企業集団が新たな会社を設立するケースや、会社オーナーが別会社を立ち上げるケースでは、本改正による影響を確認する必要があります。ご留意ください。（担当：工藤）